

施策評価管理シート

施策体系	政策	1	支え合い健康でいきいきと暮らせるまち	2018(平成30)年6月作成	
	基本施策	1	人を大切にする社会の創造	担当部局名	部局長名
	施策	1	人権尊重	地域環境部	田中 明子

1. 施策の基本方針 **P**lan

- 市民一人ひとりが自己の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、互いの違いを豊かさとして尊重し合い、尊厳をもって共存できる「人権尊重都市」の実現を目指します。
- 関係機関、団体と連携し、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場で人権・同和教育、人権啓発に取り組み、人権感覚豊かな市民を育み、部落問題をはじめ様々な人権課題の解決を目指します。
- 同和問題解決の拠点施設である隣保館、教育集会所、児童館等を「人権のまちづくり」の拠点施設と位置付け、機能強化と効率的運営を図ります。

2. 現状と課題 **P**lan

- ・人権や差別の問題を自分の問題としてとらえることができないのではないか。そのことが、日常生活の中で行動や態度となって表れているのではないかとということで、意識調査結果を参考に、効果的な人権教育・啓発について、さらに検討することが必要です。
- ・社会教育での人権教育は生涯学習として取り組むもので、各市民センターで開催されるすべての講座や学級が、広義の「人権教育」です。開催回数も大切ですが、「人権教育＝生涯学習」を、市民センターを運営する地域づくり組織と共有し、市民センターを地域における人権教育・啓発の拠点とすることが必要です。
- ・隣保館利用に関する支部員アンケート結果から利用実態として、サークル活動、地区文化祭、人権学習会、地区の会合が主で、隣保館機能の柱とされる「相談事業」での来館が低調であったため、相談機能の充実が求められます。

○ 施策指標（目標）及び達成状況 **P**lan **D**o

施策指標（目標）の内容（単位）		現状値 (H26)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	進捗率
部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために、自らができることを考え、取り組みたいと思っている市民の割合（％）	目標	-	-	-	68.0	
	成果	62.1	62.5	64.1		33.9%
地域づくり組織等による様々な人権課題に関する学習会等の開催回数（回【延べ数】）	目標	-	-	-	1,350	
	成果	267	668	834		52.4%
隣保館で開催される講座等への参加者数（人【延べ数】）	目標	-	-	-	14,000	
	成果	2,767	9,484	11,962		81.9%

3. 課題解決への取組内容（平成29年度） **P**lan **D**o

計 画	実績及び主な成果
<ul style="list-style-type: none"> ・部落差別等の人権問題を「他人事ではなく自分事にする」という人権教育・啓発の推進 ・「人権についての名張市民意識調査」の結果を市民啓発に有効活用 ・人権教育主事、社会同和教育指導員の派遣による、市内全域での学校教育分野・社会教育分野における人権教育の推進 ・名張市人権センター、名張市人権・同和教育推進協議会との連携強化 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、隣保館における相談事業充実のため、まちの保健室、地域包括支援センター、民生委員児童委員等関係機関との連携のあり方について協議研究し、可能なものから実施 ・「第3次名張市人権施策基本計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市人権センターに委託している、市民を対象とした人権週間ふれ愛コンサート、市民文化講座、人権啓発まちづくりリーダー養成講座をはじめとした各種事業への参加者が約2,000名となりました。 ・名張市人権・同和教育推進協議会と連携して、市民意識調査結果を冊子「考えましょう！ 私たちの部落問題～人権についての名張市民意識調査等から見てきたもの～」にまとめて啓発に活用しました。 ・人権教育主事、社会同和教育指導員を人権学習会や、市内の学校（保・幼・小・中・高）における人権・同和教育指導案検討会議、中学校区人権教育推進協議会に延べ422名派遣し、市内全域における人権・同和教育の推進に取り組みました。 ・まちの保健室、地域包括支援センターと隣保館配置の生活相談員の連携について検討会議を実施しました。 ・平成29年度名張市差別撤廃審議会を3回開催し、「第3次名張市人権施策基本計画」を策定しました。

4. 成果を踏まえた課題や現状 **C**heck

- ・「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために、自らができることを考え、取り組みたいと思っている市民の割合」が、前年度比で微増（+1.6ポイント）しましたが、「人権についての名張市民意識」で約7割の回答者が同和地区や同和地区の人たちに対する差別意識が現在も「ある」としています。「部落差別解消推進法」を踏まえ、今後も部落問題の解決を自分にも関わる問題であると捉えられるような人権教育・啓発に取り組む必要があります。
- ・「生涯学習＝人権教育」を基本理念に、地域づくり組織と連携し、各地の市民センターを人権教育・啓発の拠点と位置付ける必要があります。
- ・「第3次名張市人権施策基本計画」は、名張市の行政計画を人権の視点から整理したもので、各部署において所管する行政計画の着実な推進が基本計画の推進につながります。

5. 課題解決への取組内容（平成30年度） **A**ction

- ・人権教育主事、社会同和教育指導員の派遣による、社会、学校両教育分野における人権教育・啓発の推進
- ・「第3次名張市人権施策基本計画」に基づき、各種行政計画の推進に際しては「人権」の視点を持って施策に取り組むよう促しつつ、進捗管理を行う
- ・「部落差別解消推進法」の制定とその意義についての啓発を推進
- ・名張市人権センター、名張市人権・同和教育推進協議会との連携強化
- ・伊賀市と名張市で開催される第52回三重県人権・同和教育研究大会への参加（名張市から310名×2日間）

6. 行政評価委員会による総合評価 **C**heck

市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題と考え、問題解決に取り組めるよう、内容や手法に工夫を加え、より効果的な啓発の推進を図ること。また、隣保館の運営について、地元団体等と協議を進めること。